

令和6年11月19日

課 名 健康福祉局医療機能強化推進課

担当者 担当課長 原田

内 線 3088

地方独立行政法人広島県立病院機構に係る 中期目標・中期計画の検討状況について

1 要旨・目的

昨年9月に策定した「高度医療・人材育成拠点基本計画」を踏まえ、令和7年4月の地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「法人」という。）の設立に向けて、法人の中期目標の策定・中期計画の認可に取り組む。

なお、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づき、中期目標の策定・中期計画の認可に当たっては、議会の議決を経ることとされている。

2 現状・背景

- (1) 知事は、法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めるものとされている。（法第25条）
- (2) 法人は、中期目標を達成するための具体的な計画である中期計画を策定し、知事の認可を受けることとされている。（法第26条）

3 概要

(1) 対象者

県民、医療関係者等

(2) 実施内容（取組状況）

中期目標・中期計画の内容については、法及び地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会条例の規定により、地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴くことが求められているため、中期目標（素案）・中期計画（骨子案）について、評価委員会から意見を聴取した。

ア 中期目標及び中期計画の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）

イ 策定に当たっての考え方

「高度医療・人材育成拠点」の整備（令和12年度）を見据えた、第1期（5年間）の取組が重要であることから、拠点が果たすべき役割の具体的な姿とその実現に向けた取組を記載するとともに、法の規定等を踏まえた構成案とする。

【拠点が果たすべき役割】

- ・ 全国トップレベルの高水準かつ安全な医療を提供する「高度急性期を中心とした医療機能」
- ・ 若手医師をはじめとする医療人材を惹きつけ育成する「医療人材育成機能」
- ・ 中山間地域の医療提供体制の維持に貢献する「広島県の医療提供体制を支える機能」

【法定記載事項】

中期目標（法第 25 条第 2 項）	中期計画（法第 26 条第 2 項、法第 83 条）
① 中期目標の期間	—
② 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 <u>（高度急性期を中心とした医療機能、医療人材の育成、医療人材の配置・循環の仕組みへの参画などを記載）</u>	① 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 <u>（高度急性期を中心とした医療機能、医療人材の育成、医療人材の配置・循環の仕組みへの参画などを記載）</u>
③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項	② 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
④ 財務内容の改善に関する事項	③ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ④ 短期借入金の限度額 ⑤ 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画 ⑥ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ⑦ 剰余金の使途 ⑧ 料金に関する事項
⑤ その他業務運営に関する重要事項	⑨ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

ウ 中期目標（素案）・中期計画（骨子案）

別紙のとおり。

エ 評価委員会

【位置づけ・役割】 次の事項について、知事へ意見を述べること。

- ・ 中期目標の作成・変更
- ・ 中期計画の認可・変更
- ・ 各事業年度の業務実績の評価 など

【構成員】 枝広 直幹（福山市長）、

大石 佳能子（株式会社メディアヴァ代表取締役社長）、

木倉 敬之（全国健康保険協会理事）、

平谷 優子（ひかり総合法律事務所弁護士）、

松田 淳（KPMG ヘルスケアジャパン株式会社代表取締役）、

◎松村 誠（広島県医師会会長）、

山本 恭子（広島県看護協会会長）

※◎は評価委員会委員長

【開催状況】 第 1 回会議（令和 6 年 8 月 2 日（金）開催）

※令和 6 年 9 月 1 2 日の常任委員会において報告

第 2 回会議（令和 6 年 10 月 31 日（木）開催）

【主な意見】

区分	内容
理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新法人の最大の特徴は、官学民一体となってオール広島で取り組んできたこと</u>であり、法人の理念となる前文にもそのことを記載してほしい。
人材確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全国から医師を集めるには、若い医師を惹きつける魅力ある指導医を集めることが重要な</u>ので、臨床研究中核病院や特定機能病院との連携を図り、人材の指導を行っていくことも検討していくべきではないか。 ・ 県内の医療人材だけでなく、<u>全国の臨床研究中核病院や特定機能病院など、高度な医療を提供している病院と連携して指導人材を確保</u>してほしい。常駐は難しいかもしれないが、色々な工夫により、全国レベルの方の指導が受けられる形を検討してほしい。
医療機能・病院機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「<u>患者中心の医療</u>」といった視点を盛り込むべきではないか。 ・ <u>医療DXについて経営面や患者の利便性向上を掲げているが、医療そのものの高度化、働き方改革、遠隔医療など様々な観点において推進</u>していくべきである。
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間の計画ではあるが、それぞれの取組において、具体的に実行する時期は異なると思う。どこで何を実現するのか、<u>マイルストーン、KPI、指標を適切に設定してその達成状況を見ながら、取組を改善</u>していくべきだと考える。 ・ 全国のトップレベルを目指すためには、<u>外部の経営の手法、専門性を持った目を入れた運営も考える</u>べきではないか。 ・ 全国トップレベルの拠点を目指すという意気込みの中で、最初から費用の削減という言葉を使うのはいかなものかと感じる。<u>県立病院は、小児医療、救急、災害など不採算部門も含めて必要な医療を提供する使命がある。そこは県がしっかりと支えながら、その一方で法人は効率的な経営を追求</u>し、全国のノウハウや粋を集めて追求しなければならない。 ・ 病院経営においては、医療機器や建物の初期投資より、その後の更新投資の方が経営に大きな影響を与える。<u>ライフサイクルコストを考えた持続可能で計画性を持った医療機器の更新が非常に重要</u>であり、それを踏まえた投資の方針を整理する必要がある。

(3) 予算額（一部国庫）

令和6年度当初予算額 1,218,107千円（債務負担行為額 19,919,000千円）

補正予算額（債務負担行為額 5,747,500千円）

(4) その他（広島県HP掲載）

高度医療・人材育成拠点の整備について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/276/koudoiryou-jinzaiikuseikyoten.html>

（※高度医療・人材育成拠点基本計画や基本構想、各種会議資料などを掲載）



中期目標（案）・中期計画（骨子案）比較表

中期目標（素案）	中期計画（骨子案）
<p>前文</p> <p>人口減少や高齢化のさらなる進展による疾病構造や医療需要の変化、生産年齢人口の減少など、医療を取り巻く状況が大きく変化する中、すべての県民に、質の高い医療サービスを持続的に提供し続けるためには、新たな医療技術や医療DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応に取り組むとともに、高度医療の提供や地域医療の充実に向けた体制を整備していくことが重要である。</p> <p>こうした中、本県においては、令和12年度に予定している高度医療・人材育成拠点の開院に向け、病院事業の運営主体として、地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「病院機構」という。）を設立し、高度医療・人材育成拠点の開院前から、高度医療の提供に必要な体制を整備し、地域の医療機関との役割分担を進めることとしている。</p> <p>病院機構は、高度急性期を中心とした全国トップレベルの医療を目指し、救急医療等の充実や医療人材の確保・育成等の取組を着実に進めるとともに、広島県の医療政策として求められる医療の安定的かつ継続的な提供と医療人材の派遣等を通じた地域医療への貢献に取り組み、県民にとって、安心、安全な医療を提供することにより、病院機構としての使命を果たしていくものとし、ここに中期目標を指示する。</p>	<p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の責務 (医療機能の強化、地域医療連携の充実) ・医療の質の向上 ・組織全体のパフォーマンスの最大限の発揮 (ミッション・バリュー・ビジョンの整備)
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>第1 中期計画の期間</p> <p>令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間とする。</p>
<p>第2 高度医療・人材育成拠点の整備</p> <p>1 高度医療・人材育成拠点が果たすべき役割</p> <p>(1) 高度急性期を中心とした医療機能 高度急性期・急性期を担う基幹病院として、全国トップレベルの高水準かつ安全な医療を提供する機能を担うこと。</p>	<p>第2 高度医療・人材育成拠点の整備</p> <p>1 高度医療・人材育成拠点が果たすべき役割</p> <p>(1) 高度急性期を中心とした医療機能 ・最先端かつ多角的な医療技術を用いた、全国トップレベルの高水準かつ安全な医療の提供</p>
<p>(2) 医療人材育成機能 高度急性期医療の提供に必要な医療スタッフを確保するとともに、地域の医療の質を強化するため、若手医師をはじめとする医療人材を惹きつけ、育成する機能を担うこと。</p>	<p>(2) 医療人材育成機能 ・豊富な症例や充実した指導体制など魅力ある研修体制の整備 ・若手医師や看護職員などの医療人材の育成 ・地域の医療の質の強化</p>
<p>(3) 広島県の医療提供体制を支える機能 中山間地域の医療提供体制の維持に貢献するとともに、地域完結型医療や地域連携を推進し、県民に信頼される病院を目指すこと。</p>	<p>(3) 広島県の医療提供体制を支える機能 ・大学や関係機関と連携した医療人材の配置・循環の仕組みへの参画 ・中山間地域の医療提供体制の維持への貢献 ・県内の医療機関との切れ目のない連携体制の構築 ・地域完結型医療の実現</p>

中期目標（素案）	中期計画（骨子案）
<p>2 高度医療・人材育成拠点整備に向けた取組</p> <p>(1) 高度急性期を中心とした医療機能 多くの医療人材や最新の医療機器、多角的な医療技術などを用いて、県民に高度急性期を中心とした全国トップレベルの医療を提供するための体制を整備するとともに、感染症への対応や災害医療の提供などを行い、県の医療政策に貢献すること。</p>	<p>2 高度医療・人材育成拠点整備に向けた取組</p> <p>(1) 高度急性期を中心とした医療機能 ・高度急性期を中心とした医療の提供に必要な設備整備、体制の構築、人材の確保・育成</p> <p style="text-align: center;">主な機能</p> <p>救急医療、小児医療、周産期医療、感染症医療、災害医療、へき地医療、がん医療、循環器医療、急性期リハビリテーション医療、消化器医療、呼吸器医療、腎臓医療、糖尿病医療、緩和医療、精神医療、先進医療、ゲノム医療、歯科・口腔外科医療 ・その他の診療領域についても、県民のニーズに対応した医療を提供</p> <p>ア 「断らない救急」体制の構築 ・様々な疾患に対応できる救命救急センター及び必要な設備・機器等の整備 ・周辺医療機関との役割分担による地域全体で「断らない救急」の実現への貢献 ・診療科間の連携体制強化 ・先進医療施設での研修等による人材育成 ・大学との連携や全国公募による人材確保</p> <p>イ 幅広い疾患に対応する「こども病院」 ・救急や術後の集中的な対応を行う小児集中治療室（PICU）とあわせ、24 時間 365 日対応のER機能を併設する小児救命救急センターの整備 ・重症例や複雑な背景を持つ患者に対応する児童・思春期病床の整備 ・周辺医療機関との役割分担に向けた協議 ・診療科間の連携体制強化 ・先進医療施設での研修等による人材育成 ・大学との連携や全国公募による人材確保</p> <p>ウ 最新の集学的ながん医療 ・手術療法、化学療法、HIPRAC との一体化による放射線治療のほか、がんゲノム医療などを組み合わせた最新の集学的な治療を提供する、がん医療センターの整備 ・周辺医療機関との役割分担に向けた協議 ・診療科間の連携体制強化 ・先進医療施設での研修等による人材育成 ・大学との連携や全国公募による人材確保</p> <p>エ 新興・再興感染症への対応 ・第二種感染症指定医療機関として必要な感染症病床の整備 ・病棟の一部を迅速に感染症対応に転換できる病床管理体制の整備 ・職員に対する感染症対応研修・訓練の実施 ・先進医療施設での研修等による人材育成 ・大学との連携や全国公募による人材確保</p>
6	
7	
8	
9	
10	

中期目標（素案）	中期計画（骨子案）
	オ 災害対応 <ul style="list-style-type: none"> ・免震構造の施設、及びトリアージスペースやヘリポート等の整備 ・人材育成・派遣などの災害医療体制の強化 ・地域連携事業継続計画（CCP）の視点を踏まえた事業継続計画（BCP）の策定 ・職員に対する災害対応研修・訓練の実施 ・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣に必要な人材確保・育成
	カ その他の診療領域における高度急性期を中心とした医療の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の医療需要を踏まえた最新の医療機器等の整備 ・各領域における専門チームの編成 ・定期的な合同カンファレンス実施 ・大学等との連携や、全国公募などによる各専門センターに必要な人材の確保
(2) 医療人材育成機能 県民に必要な医療を提供するための人材を確保・育成すること。	(2) 医療人材育成機能 人材育成における基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・全国から若手医師やその他医療人材を惹きつける魅力的な研修環境の整備 ・多職種が利用可能なシミュレーションセンター等の整備 ・魅力的な教育プログラムの作成 ・全国公募や個別の医療機関へのリクルート活動などによる有能な医療人材の確保 ・病院間の研修や人事交流等の実施 ・幅広い医療系実習や臨床研修等の受入
ア 高度急性期を中心とした全国トップレベルの医療を持続的に提供するための人材を確保し、指導体制を確立すること。	ア 高度急性期医療を担う人材確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな学会施設認定の取得など、高度急性期医療に係る人材の育成に資する環境整備 ・高度医療の提供に資する資格取得、研修及び積極的な学会への参加支援 ・高度急性期医療に係る知識・技術の習得に資する優れた指導者の確保、指導者研修の実施 ・病院総合医（ホスピタリスト）の確保・育成
イ 中山間地域をはじめとする県全体の医療提供体制の維持に貢献するため、地域医療を担う人材の確保・育成を図ること。	イ 地域医療を担う人材確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな学会施設認定の取得など、地域医療に係る人材の育成に資する環境整備 ・地域医療の提供に資する資格取得、研修及び積極的な学会への参加支援 ・地域医療に係る知識・技術の習得に資する優れた指導者の確保、指導者研修の実施 ・県が進める中山間地域等の医療提供体制の維持に貢献するための人材確保・育成 ・地域医療に貢献する総合診療医の確保・育成
ウ 持続可能な経営に向けた取組を着実に進めるため、病院経営を担う人材を確保・育成すること。	ウ 病院経営を担う人材の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・病院経営に関する専門資格取得の奨励 ・経営に関する高度な知識を有する人材や有資格者の計画的な確保・育成

中期目標（素案）	中期計画（骨子案）
<p>(3) 広島県の医療提供体制を支える機能 中山間地域等の医療提供体制の維持に貢献するとともに、地域医療支援病院として地域完結型の医療を実現するための中核的な機能を担う体制を整備すること。</p>	<p>(3) 広島県の医療提供体制を支える機能 ア 県内の拠点病院との連携 ・県が進める中山間地域等の医療提供体制の維持への貢献 ・県内各圏域の拠点病院とのネットワーク構築 ・遠隔による診療やカンファレンスなどによる支援の実施</p>
<p>18</p>	<p>イ 周辺の医療機関と連携した地域完結型医療 ・周辺医療機関で対応困難な患者を受け入れるために必要な設備や機器の整備 ・地域連携室と入退院支援室、病床管理室が一体となった患者受入体制 ・広島都市圏の基幹病院や周辺医療機関との役割分担</p>
<p>19</p>	<p>ウ 地域連携・地域医療構想の推進 ・地域の医療機関と病床の空き状況をリアルタイムで共有するシステムの整備 ・広島県の地域医療構想を踏まえた周辺の医療機関との機能分化 ・後方支援病院との協議会設置 ・地域医療連携室への専任スタッフ配置による窓口機能や訪問活動</p>
<p>(4) その他 ア 戦略的な広報の推進 高度急性期を中心とした全国トップレベルの医療を提供する基幹病院として県民から信頼され、医療人材や地域の医療機関から選ばれるよう、戦略的な広報活動を行うこと。</p>	<p>(4) その他 ア 戦略的な広報の推進 ・多様なメディアや媒体を活用した県民とのパブリックリレーションの構築 ・人材確保に向けた魅力的な研修環境等に関する多彩なPR活動 ・医療機関に対する戦略的な広報活動</p>
<p>20</p> <p>イ 医療DXの推進 最新のICT技術を活用した次世代スマートホスピタルを実現し、病院機能の向上と病院経営の効率化を図ること。</p>	<p>イ 医療DXの推進 ・各種経営指標を可視化する仕組みの整備 ・必要なチェック機能を備えた電子カルテシステムと連携する各部門システムの整備 ・患者の検査の進捗をリアルタイムで共有するシステムの整備 ・情報セキュリティの確保 ・医療情報を活用できるICT人材の計画的な確保・育成 ・患者の利便性の向上</p>
<p>21</p>	<p>ウ 積極的な臨床研究の実施 高度医療を提供する拠点病院として臨床研究を推進し、医療技術の進歩に寄与すること。</p>
<p>22</p> <p>エ 安定的な経営基盤の構築 持続可能な病院経営を行うため、安定的な経営基盤を構築すること。</p>	<p>ウ 積極的な臨床研究の実施 ・大学等との連携による臨床研究機能の充実 ・データ利活用プラットフォーム構築のための体制整備 ・専門人材の確保・育成</p> <p>エ 安定的な経営基盤の構築 ・各病院の現状や経営改善の取組等の点検による収益向上や経費節減の方策の実施</p>
<p>23</p>	

中期目標（素案）	中期計画（骨子案）
<p>第3 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 24</p> <p>1 高度医療の安定的かつ継続的な提供と地域医療への貢献</p> <p>(1) 県立広島病院</p> <p>①県全域を視野に入れた基幹病院として、救急医療、母子・周産期医療、がん医療をはじめとする高度医療を提供するとともに、診療機能の充実を図ること。</p> <p>②地域医療支援病院としての役割を果たすため、地域のかかりつけ医の支援を通じて、地域医療提供体制の確保に貢献すること。</p> <p>(2) 県立安芸津病院 25</p> <p>①地域の中核的病院として、二次救急医療を担うとともに、地域で不足している小児医療の提供体制の維持・確保などに努めること。</p> <p>②地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。</p> <p>(3) 県立二葉の里病院 26</p> <p>①地域の基幹病院として、また、地域医療支援病院として、二次救急医療を担うこと。</p> <p>②地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。</p> <p>2 患者の視点に立った医療の提供 27</p> <p>(1) 患者にとって最適な医療の提供</p> <p>科学的根拠に基づいた標準治療により、患者にとって最適な医療を提供すること。</p> <p>(2) 患者等の満足度の向上 28</p> <p>ア 患者サービスの向上</p> <p>①患者の権利を尊重し、信頼と満足が得られる医療サービスを提供すること。</p> <p>②病院利用者の利便性に配慮し、利用者のニーズに応えることができるよう努めること。</p> <p>③障害者差別解消法の理念に沿って、病院利用者にとって安全で利用しやすい施設を目指すこと。</p>	<p>第3 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 高度医療の安定的かつ継続的な提供と地域医療への貢献</p> <p>(1) 県立広島病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の医療機関では対応困難な複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者の受入 ・低侵襲で安全な脳心臓血管医療の提供 ・母体、胎児及び新生児に対する総合的で高度な周産期医療の提供 ・がん患者の状態に応じた最適な治療の提供 ・新生児、小児、成人といったすべての領域で診療科を超えたゲノム医療の推進 ・患者の紹介・逆紹介の推進 ・医療機器等の共同利用や医療従事者に対する研修の実施 ・その他の診療領域においても、県民のニーズに対応した医療を提供 ・高度医療・人材育成拠点を見据えた人材確保・育成等の取組の推進 <p>(2) 県立安芸津病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療や小児医療など地域に必要な医療の提供 ・地域の医療機関等と連携した在宅療養支援の充実 ・健（検）診による予防医療の推進 <p>(3) 県立二葉の里病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の状態に応じた集学的治療（手術、内視鏡治療、放射線、化学療法、温熱療法）や、緩和ケアによるシームレスながん診療の提供 ・重症患者の受け入れ、適切な手術・集中治療などの医療を提供 ・地域のかかりつけ医との連携、患者の紹介・逆紹介の推進、 ・医療機器等の共同利用や医療従事者に対する研修の実施 ・高度医療・人材育成拠点を見据えた人材確保・育成等の取組の推進 <p>2 患者の視点に立った医療の提供</p> <p>(1) 患者にとって最適な医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関との連携を含めたクリニカルパスの作成、適用及び見直し <p>(2) 患者等の満足度の向上</p> <p>ア 患者サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の基本的な権利の尊重、インフォームド・コンセントの推進 ・待ち時間調査の実施による実態分析及び対策の検討 ・患者のプライバシー確保への配慮や利用者の快適性に配慮した院内環境の整備 ・患者満足度調査の実施や利用者のニーズに応じた取組の推進 ・障害者への合理的配慮、施設のバリアフリー化

中期目標（素案）	中期計画（骨子案）
<p>イ 患者支援体制の充実 29</p> <p>①患者とその家族に対する相談機能を充実すること。</p> <p>②入院患者が安心して医療を受けることができ、かつ安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活ができるよう入退院支援を行うこと。</p> <p>③外国人患者への対応を強化し、受入体制を充実すること。</p>	<p>イ 患者支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院決定時から退院後までの一貫した患者相談体制の整備 ・治療終了後の患者の状況に応じた在宅移行や地域の医療機関等への円滑な転院 ・言語への対応など外国人患者の受入体制の充実
<p>(3) 積極的な情報発信 30</p> <p>各病院が提供する診療情報及び経営に関する情報等を積極的に情報発信し、県民から信頼される病院づくりに努めること。</p>	<p>(3) 積極的な情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院機構や県立病院の医療・経営に関する情報の積極的な発信
<p>3 安全・安心な医療の提供 31</p> <p>(1) 医療安全対策の推進</p> <p>医療事故やインシデント等の予防、院内感染症防止対策の徹底など、医療安全対策に取り組むこと。</p>	<p>3 安全・安心な医療の提供</p> <p>(1) 医療安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療安全対策マニュアルに基づく医療事故の発生予防 ・不測の事態が発生した場合の迅速かつ適切な対応と再発防止の徹底 ・病院全体で医療安全に取り組む意識の徹底 ・感染源や感染経路等を予測した適切な予防策の実施
<p>(2) 適切な情報管理 32</p> <p>情報資産の管理及びセキュリティ対策を徹底すること。</p>	<p>(2) 適切な情報管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルテなどの患者の個人情報の適切な管理 ・情報セキュリティの十分な確保と研修の実施 ・ウイルス対策や外部からの不正アクセス対策等の徹底
<p>4 災害や公衆衛生上の緊急事態への対応 33</p> <p>(1) 災害医療における緊急事態への対応</p> <p>①緊急事態において、県民から求められる医療ニーズに確実に対応すること。</p> <p>②災害に対する平時からの備えとして、危機管理対応力を確保すること。</p>	<p>4 災害や公衆衛生上の緊急事態への対応</p> <p>(1) 災害医療における緊急事態への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関と連携した重傷者等の積極的な受け入れ ・BCP等に基づく災害訓練の実施 ・食料、医薬品、燃料等の必要な物資の備蓄や受援体制の整備 ・県内の災害医療の基幹的役割を果たすことができる体制整備や被災地への医師等の派遣（広島病院）
<p>(2) 公衆衛生上の緊急事態への対応 34</p> <p>①感染拡大時において、県民から求められる感染症医療を確実に提供すること。</p> <p>②院内感染の防止及び感染拡大時に備え、平時からの取組を行うこと。</p>	<p>(2) 公衆衛生上の緊急事態への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大時における発熱外来の実施 ・県との協定に基づき必要な病床数の確保 ・感染拡大時に備えた、平時からの訓練実施 ・院内感染防止対策や個人防護具等の備蓄

中期目標（素案）

中期計画（骨子案）

5 医療に関する調査・研究の実施

新たな医療技術と医療水準の向上に貢献すること。

35

5 医療に関する調査・研究の実施

- ・県内の医療技術や医療水準の向上を図るための医療に関する調査・研究の推進
- ・臨床教育・研究に関する知識・技能等を有する優れた医師の養成への貢献

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(1) 業務運営体制の構築

病院運営に関する意思決定を主体的かつ迅速に行う組織づくりを進め、医療環境の変化に柔軟に対応できる業務運営体制を整備すること。

36

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務運営体制の構築

- ・理事長のリーダーシップのもと、理事会を中心とした業務運営体制の確立
- ・法人本部と各病院が連携した経営課題への対応

(2) 中期目標達成に向けた取組

中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる取組の実現に向けてP D C Aサイクルによる目標管理を徹底すること。

37

(2) 中期目標達成に向けた取組

- ・中期目標の達成に向けた、中期計画及び年度計画における取組の着実な推進
- ・経営コンサルタントなどの外部の知見も活用した改善策の立案・実施

(3) 効果的・効率的な業務運営

- ①弾力的な予算執行により、医療ニーズに迅速かつ柔軟に対応すること。
- ②継続的な業務改善に取り組み、業務の効率化を推進し、法人業務全般について経営資源の最適化を図ること。
- ③医療DXの推進により、医療の質の向上を図るとともに、業務の効率化を推進すること。

38

(3) 効果的・効率的な業務運営

- ・診療報酬改定や新たな医療課題への迅速な対応
- ・業務フローの見直しや定型業務の集約化やアウトソーシングの推進
- ・デジタル技術の活用による業務改善やペーパーレス化の推進、契約事務の簡素化
- ・5 S活動やTQM（トータル・クオリティ・マネジメント）による継続的な業務改善
- ・職員研修などを通じた職員の病院運営への参画意識の醸成
- ・地域の医療機関等との医療情報の共有のための仕組みづくり

(4) 働きやすい勤務環境の整備

職員のワークライフバランスを推進するとともに、生産性の高い職場づくりなどにより、働き方改革の取組を推進すること。

39

(4) 働きやすい勤務環境の整備

- ・多様な働き方が可能となる勤務時間や勤務形態の設定
- ・職員のワークライフバランスに配慮した働きやすい環境の整備
- ・タスクシフト・タスクシェアの推進、弾力的な人員の配置
- ・職員が専門性を一層発揮できる生産性の高い職場づくりの推進

第5 財務内容の改善に関する事項

1 収入の確保

- ①診療報酬改定への速やかな対応を行うこと。
- ②入院及び外来診療の効率的な運用等により、収入の確保に努めること。

40

第5 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 収入の確保

- ・医療を取り巻く環境変化への迅速な対応等による適切な診療報酬の確保
- ・研修の実施などによる請求漏れや査定減の防止
- ・紹介患者の受入れと在院日数の適正化や病床管理による病床稼働率の向上
- ・地域の医療機関への積極的な訪問活動等による患者集患のための取組強化
- ・未収金の発生防止や回収業務の専門家委託なども活用した診療費の確実な回収

2 費用の削減

- ①職員全員がコスト意識を持った、効率的な業務運営を進めること。
- ②病院の経営統合によるスケールメリットを活かした取組や適正な人件費比率の維持などにより、費用の節減に努めること。

41

2 費用の削減

- ・各病院の診療行為別、部門別の収支状況の把握、分析
- ・職員のコスト意識の向上
- ・診療材料・医薬品等の適切な在庫管理によるコスト削減
- ・各病院で使用する診療材料や医薬品の共通化や共同購入の拡大
- ・職員配置の適正化による適正な人件費比率の維持

中期目標（素案）	中期計画（骨子案）
<p>3 的確な投資の実施と効果の検証 必要性や採算性を踏まえた高度医療機器の更新・整備を行うとともに、投資効果の検証と改善に取り組むこと。</p>	<p>3 的確な投資の実施と効果の検証 ・既存施設・設備の計画的な維持管理 ・必要性や採算性を十分に考慮した最新の高度医療機器整備 ・医療機器の稼働状況や費用対効果の分析による投資効果の検証と改善</p>
<p>42</p>	<p>第6 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画</p>
<p>43</p>	<p>1 予算（令和7年度～令和11年度） 調整中</p>
<p>44</p>	<p>2 収支計画（令和7年度～令和11年度） 調整中</p>
<p>45</p>	<p>3 資金計画（令和7年度～令和11年度） 調整中</p>
<p>46</p>	<p>第7 短期借入金の限度額</p>
<p>47</p>	<p>1 限度額 調整中</p>
<p>48</p>	<p>2 想定される短期借入金の理由 調整中</p>
<p>49</p>	<p>第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 調整中</p>
<p>50</p>	<p>第9 第8に定める財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 調整中</p>
<p>51</p>	<p>第10 剰余金の使途 調整中</p>
<p>52</p>	<p>第11 料金に関する事項</p>
<p>53</p>	<p>1 使用料及び手数料 (1) 法令等に基づき算定する使用料及び手数料 調整中</p>
<p>54</p>	<p>(2) その他の使用料及び手数料 調整中</p>
<p>55</p>	<p>2 使用料及び手数料の減免 調整中</p>

中期目標（素案）	中期計画（骨子案）
<p>第6 その他業務運営に関する事項 54</p> <p>1 法令・社会規範の遵守 関係法令を遵守するなど、職員の行動規範と倫理を確立するとともに、病院機構の業務運営の透明性の確保に努めること。</p> <p>2 県立安芸津病院の耐震化 55 患者予測や周辺の医療機関等の状況も踏まえ、地域に必要な医療提供体制を維持していくため、耐震化対応の具体化に取り組むこと。</p> <p>3 地域社会への貢献 56 蓄積された専門医療に関する情報及び各病院の取組について情報発信を行い、地域に開かれた病院づくりに努めること。</p>	<p>第12 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 法令・社会規範の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の仕組みの整備 ・職員の行動規範と倫理の確立 ・業務執行におけるコンプライアンスの徹底 <p>2 県立安芸津病院の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院の規模、機能、概算事業費などを整理した県立安芸津病院の耐震化への対応 <p>3 地域社会への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやSNS等による保健医療情報や新たな治療法についての情報発信 ・県民を対象とした公開講座やセミナー等を開催